

滋賀県就学指導委員会の改編について

障害のある幼児、児童および生徒の就学先の決定に関する調査審議を行う滋賀県就学指導委員会について、その後の一貫した教育支援についても助言を行う観点から、機能の拡充を図るために改編を行います。

- (1) 滋賀県附属機関設置条例の一部改正を行い、「担任する事務」ならびに「名称」を変更する。
- (2) 滋賀県就学指導委員会規則および運営要項の一部改正を行い、運営に関し、効率的な運用を図るため必要な事項を改正する。

1. 改編概要

就学指導委員会（現行）	特別支援教育支援委員会（改正後）
<p>(1)担任する事務</p> <p>障害のある幼児、児童および生徒の適切な就学を図るために必要な事項について調査審議すること。</p>	<p>(1)担任する事務</p> <p>障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。</p>
<p>(2)調査審議の具体的事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校に入学、転学等を志願する者または在学児の適切な就学指導に関する助言（障害の状態等の変化を踏まえた転学等） ○ 市町から、県に依頼のあった適切な就学のための判定が著しく困難な事例の審議（障害の程度の判断および就学指導に関する助言） ○ 障害児に係る就学前の指導および啓発に関する助言（保護者に対する情報提供等） 	<p>(2)調査審議の具体的事例（拡充部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」のうち、教育支援に関する助言 ○ 多様で柔軟な学びの場のあり方に関する助言（副次的な学籍制度、特別支援学校の小中学部分教室の開設等） ○ 県教育委員会に市町から依頼のあった就学に関わる相談に対する、インクルーシブ教育の観点からの助言

2. 改編理由

- (1) 文部科学省通知（H25.10）および文部科学省ガイドライン（H29.3）によるもの

就学指導委員会については、就学先決定時のみならず、早期からの教育相談・支援やその後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会（仮称）」といった名称とすることが適当。

- (2) 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）の検証（平成30年度）の実施によるもの

- ・ 本県では、共生社会に向けた多様なニーズに対応する特別支援教育の推進に向け、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」を平成28年3月に策定。
- ・ この実施プランが導入期を終える平成30年度に検証を実施するため、特別支援教育支援委員会において調査審議を行う予定。

3. 改編期日

平成30年4月1日

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1. 改正の理由

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの舞台機構改修工事の実施に当たり、新たに滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会を設置するためおよび滋賀県就学指導委員会の機能の拡充を図り、教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の就学先の決定についてのみならず、その後の一貫した教育支援についても助言を行うものとするとともに、その名称の変更を行うため、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

2. 改正の概要

- (1) 滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。

（別表関係）

- (2) 滋賀県就学指導委員会の名称を滋賀県特別支援教育支援委員会に改め、教育支援に関する事項について調査審議することとします。（別表関係）

(3) その他

- ア この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を規定することとします。
- ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する県民生活部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準の策定および同条第 5 項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	10 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
------------------------	---	--------	--	---------------------

別表第 1 項の表滋賀県琵琶湖環境部建設工事等総合評価審査委員会の項中「(昭和 22 年政令第 16 号)」を削る。

別表第 2 項の表滋賀県就学指導委員会の項中「滋賀県就学指導委員会」を「滋賀県特別支援教育支援委員会」に、「適切な就学を図るために必要な」を「教育支援に関する」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別表第 2 項の表に掲げる滋賀県就学指導委員会およびその委員は、改正後の同表に掲げる滋賀県特別支援教育支援委員会およびその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表 (第2条関係)					本則および付則 省略 別表 (第2条関係)				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会	省略				滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会	省略			
(新設)					滋賀県県民生活部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する県民生活部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
省略					省略				
滋賀県琵琶湖環境部建設工事等総合評価審査	知事の諮問に応じて県が発注する琵琶湖環境部の所管に属する建設工事等に係る	30人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が	1年	滋賀県琵琶湖環境部建設工事等総合評価審査	知事の諮問に応じて県が発注する琵琶湖環境部の所管に属する建設工事等に係る	30人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が	1年

5

委員会	地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10の2 第3項に規定する落札者決定基準の策定 および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。		適当と認める者	
-----	---	--	---------	--

省略

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略				
滋賀県就学指導委員会	教育委員会の諮問に 応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童 および生徒の適切な就学を図るために必要な事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

3 省略

委員会	地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。		適当と認める者	
-----	---	--	---------	--

省略

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略				
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に 応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童 および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

3 省略